

広報かるまい お知らせ版 362号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

胃がん検診が始まります

胃がん検診を実施します。問診票を40～80歳までの方にお送りしますが、81歳以上の方でも受診は可能です。希望する方は担当までご連絡ください。

胃がんにならないためには、定期的に検診を受けること、精密検査となったら必ず検査を受けることが大切です。どの会場でも受診できますので、ご都合に合わせて受診してください。

なお、会場に来る前に体温を測り、37.5℃以上の発熱や咳が出るなど体調が悪い方は、感染症予防のため検診はお控えください。また、会場でのマスク着用、手指消毒、咳エチケットの徹底にご協力ください。

■受付時間 6:00～9:30 ※日程は以下のとおり

日付	会場
4月2日(木)	山内地区交流センター・晴山公民館
4月3日(金)	高家生活改善センター・笹渡農業構造改善センター
4月4日(土)	健康ふれあいセンター
4月5日(日)	小軽米生活改善センター・円子地区交流センター
4月11日(土)	町農村環境改善センター
4月12日(日)	

■問い合わせ 健康福祉課・健康づくり担当
(健康ふれあいセンター内) ☎46-4111

国税専門官を募集

■受験資格

- 平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれ
- 平成11年4月2日以降生まれの人のうち、大学を卒業した人（令和3年3月までに大学を卒業する見込みの人）
または人事院がそれと同等の資格があると認める人

■申込期間 3月27日(金)～4月8日(水) まで

■申込方法 インターネット申込

「国家公務員試験採用情報NAVI」で検索

■第1次試験日 6月7日(日)

■問い合わせ 仙台国税局人事第二課試験研修係
☎022-263-1111 (内線3236)

会計年度任用職員を募集

■職種 専門事務（1人）

■勤務場所 軽米町役場 再生可能エネルギー推進室

■仕事内容 企業誘致、雇用確保対策に係る業務など

■必要資格

- ・普通自動車運転免許
- ・パソコン操作（ワード、エクセル）が可能

■給与 月額 121,520円～174,560円

■勤務条件

- ・雇用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- ・勤務日 月曜日から木曜日
- ・勤務時間 8:30～17:15

■応募締切 3月24日(火) ※面接日は個別に連絡

■問い合わせ

軽米町大字軽米10-85 再生可能エネルギー推進室
☎46-2115

国民健康保険の手続きをお忘れなく！

就職などで異動される方は、異動のあった日から14日以内に町民生活課へ届け出てください。

○国保を加入するとき、脱退するとき

	こんなとき	必要なもの
加入するとき	転入してきたとき	・転出証明書 ・印鑑
	職場の健康保険など他の保険を脱退したとき	・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
	他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	・被扶養者資格喪失証明書 ・印鑑
脱退するとき	転出するとき	・保険証 ・印鑑
	他の健康保険に加入したとき	・新しく加入した保険の保険証 ・国保の保険証
	他の健康保険の被扶養者になったとき	・印鑑

※どの場合も共通でマイナンバー通知カード（マイナンバーカード）が必要

■問い合わせ

町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

児童手当の手続きをお忘れなく

3～4月は異動の時期です。15歳未満の子どもをお持ちで以下に該当する方は、忘れずに児童手当の手続きを行いましょう。

■受給資格がなくなる方

- ・ 軽米町から他の市町村へ引越しする方
- ・ 4月から公務員になる方

■受給資格を得る方

- ・ 他の市町村から軽米町へ引越しする方
- ・ 公務員を退職された方

※児童手当は申請手続きした月の翌月分からの支給となります。

※公務員になる方、退職された方は、軽米町への手続きのほかに、所属庁への手続きも必要となります。

■問い合わせ

健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

情報無線放送日が変更

町の防災行政無線による朝と夕方の役場からのお知らせは、4月から緊急放送等を除き、土・日・祝日の放送をお休みし、平日のみの放送となります。

■問い合わせ 総務課・企画担当 ☎46-2111

パークゴルフ場のシーズン券販売

令和2年度のシーズン券の受付を行いますので、ぜひご利用ください。

■料 金 一般・学生 5,000円
児童・生徒： 1,000円

■申込方法

町教育委員会事務局に電話で申し込みください。

※オープン後はパークゴルフ場での受付も行います。

■受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

※シーズン券の受け渡しは、開園後にパークゴルフ場受付で料金と引き換えで行います。

■問い合わせ

教育委員会事務局・生涯学習担当

☎46-4744 FAX46-3050

畜産関係の機械導入に助成金

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」で、畜産や酪農等に使用する機械を導入（リース）する際に、費用の一部（2分の1以内）を助成します。

ただし、以下の要件を満たす必要があります。

■取組主体の要件（以下は代表例。詳しくは担当まで）

- ・ 畜産を営んでいる「認定農業者」「認定新規就農者」「農事組合法人」のいずれかに該当
- ・ 町で畜産を経営する中心的経営体と認められる
- ・ 自給飼料の生産を主たる事業として、直近3年以上の活動実績があるコントラクター
- ・ 個々の経営で、成果目標に向けた機械・施設・家畜・糞尿処理に整合性のあるビジョンを持ち、その計画を作成できる方（申込者本人で成果目標、実施計画を作成する必要があります）

■事業参加の要件

- ・ 機械の更新は対象となりません。
- ・ 個々の経営で、増頭・面積増の計画があり、機械導入の必要性が計画とマッチしていること
- ・ 事業実施翌年度に、「販売額5%以上増加」「生産コスト5%削減」「農業所得または営業利益5%以上増加」のいずれかを達成する見込みがあること
- ・ 事業実施後5年目に、「販売額10%以上増加」「生産コスト10%削減」「農業所得または営業利益10%以上増加」のいずれかを達成する見込みがあること

■注意事項

- ・ 目標の達成度を確認するため、5年間、経営状況の分かる書類（確定申告書等）を提示していただきます。目標を達成できない場合は補助金返還になることがあります。
- ・ この事業は、採択基準が高く厳しい審査があるため申請しても、必ず採択されるとは限りません。
- ・ 本事業で機械の単純更新は出来ません。
- ・ 補助対象機械装置の区分など、詳しくは担当までお問い合わせください。

■申込期限 3月19日(木)まで

■申込先・問い合わせ

産業振興課・農林振興担当 ☎46-4740